

## 1-11 内装制限・防火材料の解説

### 1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、建築基準法、消防法とも同じである。

(注) 室内とは居室だけでなく、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分をいい、押入のような部分は除かれる。

### 2 建築基準法上の内装制限

建基法では、下記に掲げるものは内装制限をしなければならないとされている。

内装制限を受ける建築物またはその部分（建基法第35条の2、建基政令第123条、第128条の3の2、第128条の4、第129条、第129条の13の3）

- (1) 特殊建築物で一定規模以上のものの居室
- (2) 階数が1で延べ面積3,000㎡を超える建築物の居室
- (3) 階数が2で延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室
- (4) 階数が3以上で延べ面積500㎡を超える建築物の居室
- (5) 無窓の居室及び地下の居室
- (6) 火気使用室（調理室等）
- (7) 地下街及び駐車場
- (8) 避難階段、特別避難階段及びその附室並びに非常用エレベーターの乗降ロビー
- (9) (1)から(5)の居室から直接地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路

### 3 消防法上の内装制限

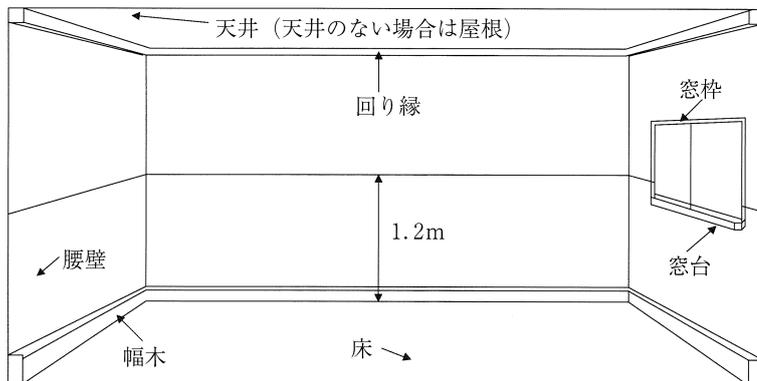
消防法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、下記に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

内装制限により緩和措置のある消防用設備等

- (1) 消火器（規則第6条第2項）
- (2) 屋内消火栓設備（政令第11条第2項）
- (3) スプリンクラー設備（規則第13条第1項第1号ロ、同条第2項第1号イ）
- (4) 動力消防ポンプ設備（政令第20条第2項）
- (5) 避難器具（規則第26条第5項第1号ニ）
- (6) 連結散水設備（規則第30条の3第1項第1号イ）

#### 4 内装制限する範囲

〔居室〕の場合



(注)小面積の幅木、窓枠、窓台、回り縁等と床は対象外で

居室の内装制限については、建基法上は天井・壁が対象となり、壁については床面からの高さが 1.2m 以下の部分は対象から除かれている。ただし、階・火気使用室は腰壁部分も対象とし、かつ、難燃材料は使用できない。また、一般には 3 階以上の階を、特殊建築物の用途に供する場合は、天井に難燃材料を使用できない。

一方で、消防法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、壁の床面からの高さが 1.2m 以下の部分も内装制限の対象となる。

キッチンパネル、ユニットバスの天井・壁も内装制限の対象となる。

〔廊下・階段〕の場合

避難階段、特別避難階段の場合、下地、仕上げとも不燃材料とする。

#### 5 不燃材料・準不燃材料・難燃材料

内装制限を受ける箇所に用いる内装材料には、不燃材料・準不燃材料・難燃材料（以下「防火材料」という。）が要求され、これらは、建基法第 2 条第 9 号、建基政令第 1 条第 5 号及び第 6 号に定められている。

不燃材料	<p>(建基法第 2 条第 9 号)</p> <p>建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>→国土交通大臣が定めたもの＝平成 12 年建設省告示第 1400 号（建基政令第 108 条の 2）</p> <p>建基法第 2 条第 9 号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第 1 号及び第 2 号）に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 燃焼しないものであること。</li> <li>2 防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること。</li> <li>3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。</li> </ol>
------	--

準不燃材料	(建基令第1条第5号) 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるもの)にあつては、同条第1号及び第2号)に掲げる要件を満たしているとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 →国土交通大臣が定めたもの=平成12年建設省告示第1401号
難燃材料	(建基令第1条第6号) 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるもの)にあつては、同条第1号及び第2号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 →国土交通大臣が定めたもの=平成12年建設省告示第1402号

## 6 壁紙、塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けているので注意が必要である。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NM-通算番号」、準不燃材料は「QM-通算番号」、難燃材料は「RM-通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
一般社団法人 日本塗料工業 会	塗料塗装/不燃材料	NM-8585	基材同等第0001
	塗料塗装/準不燃材料	QM-9816	基材同等第0001
	塗料塗装/難燃材料	RM-9364	基材同等第0001
特定非営利 活動法人 湿式仕上技術 センター	無機質砂壁状吹付材塗り/不燃材料	NM-8571	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/準不燃材料	QM-9811	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/難燃材料	RM-9366	基材同等第0003
	有機質砂壁状塗料塗り/不燃材料	NM-8572	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/準不燃材料	QM-9812	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/難燃材料	RM-9361	基材同等第0004
	複合型化粧用仕上材塗り/不燃材料	NM-8573	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/準不燃材料	QM-9813	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/難燃材料	RM-9362	基材同等第0005
	繊維壁材塗り/不燃材料	NM-8574	基材同等第0008
繊維壁材塗り/準不燃材料	QM-9814	基材同等第0008	
繊維壁材塗り/難燃材料	RM-9363	基材同等第0008	